

00333

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第二百五十一號

動力糶摺業免許者中左ノ通廢業届出アリタリ

昭和十七年五月八日

鳥取縣知事

免許證番號

住

土肥米之

氏名

- 一六 岩美郡浦富町大字浦富二六四二番地 油淺 董吉
- 八六一 西伯郡法勝寺村大字鴨部五〇番地 安達 茂三郎
- 一、一七三 西伯郡賀野村大字萩名二九六番地 高橋 圓二

鳥取縣告示第二百五十二號

家畜傳染病豫防法第七條ニ依リトリコモナスニ因ル牛ノ傳染性流産豫防ノ爲メ左ノ區域内ニ於テ飼養スル牝牛ニシテ種付後百日以内並不妊ノモノ(分娩セシモノ及未ダ種付セザルモノニシテ近ク種付セントスルモノヲ含ム)及種牡牛ノ檢診左ノ通り施行ス

但檢診合格證有効期間内ノモノヲ除ク

昭和十七年五月八日
 第千三百三十一號

金曜日

本書ノ大サハ國定規格A5判

依而該牛所有者又ハ管理者ハ種付證明書及檢診合格證ヲ携帶ノ上指定ノ日時及場所ニ牽付檢診ヲ受クベシ

昭和十六年五月八日

鳥取縣知事

土肥米之

檢診月日	檢診場所	牽付區域	牽付時刻
五月八日	西伯郡天津村役場	天津村	午前九時
同	郡光徳村役場	光徳村	同
同	郡大國村役場	大國村	同
同	郡名和村役場	名和村、御來屋町	同
同	同郡法勝寺牛馬市場	法勝寺村	同
同	同郡庄内村役場	庄内村	同
同	同郡上長田村役場	上長田村	同
同	同郡所子村役場	所子村	同
同	同郡東長田村役場	東長田村	同
同	同郡大山村銀戸	大山村銀戸種原	同

鳥取縣公報

毎週 曜日發行

(休日ニ當ル)

昭和十七年五月八日

第千三百三十一號

一

(昭和四年四月十五日)

第三種郵便物認可

00334

同	十四日	同	郡賀野村役場	賀野村	同
同	同	同	郡大山村豊房	大山村(前今在家豊房)	同
同	十五日	同	郡手間村役場	手間村	同
同	同	同	郡大山村坊領	大山村(坊領、佐摩、宮内、平)	同
同	十六日	同	郡幡郷村役場	幡郷村	同
同	同	同	同郡宇田川村役場	宇田川村	同
同	十八日	同	同郡五千石村役場	五千石村	同
同	同	同	同郡淀江町役場	淀江町	同
同	十九日	同	同郡尚徳村役場	尚徳村	同
同	同	同	同郡高麗村役場	高麗村	同
同	二十日	同	同郡米子市牛馬市場	米子市(福生、福榮、加茂出張所、管内ヲ除ク)	同
同	同	同	同郡大和村役場	大和村	同
同	三十一日	同	米子市福米出張所	米子市(福生、福米出張所管内)	同
同	同	同	西伯郡日吉津村役場	日吉津村	同
同	同	同	米子市加茂出張所	米子市(加茂出張所管内)	同
同	同	同	西伯郡巖村役場	巖村	同
同	同	同	同郡彦名村役場	彦名村、夜見村、富益村	同
同	同	同	同郡春日村役場	春日村	同
同	同	同	同郡崎津村役場	崎津村、和田村	同
同	同	同	同郡大高村役場	大高村	同

鳥取縣告示第百五十三號

價格等統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依リ左ノ通古綿打直料ヲ認可シ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ構成員ト看做ス

昭和十七年五月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 一 組合ノ名稱及地區
 - (イ) 名 稱 日野郡綿打業組合
 - (ロ) 地 區 日野郡一圓綿打業組合
- 二 構成員タル資格 綿打ヲ業ト爲ス者
- 三 統制令第四條ノ四第一項ノ規定ニ依ル認可額及其ノ實施ノ日額

00335

226, 329

種別	規 格	單位	額	備 考
古綿打直	上打切二四打	百匁	〇八〇	五十匁作ハ百匁ニ付上記ノ二條上ゲ
同	並打同一四打	同	〇六五	
一	本表打直料ハ集配賣込ノ額トス			
二	單位百匁トハ打直シ前ニ於ケル古綿ノ重數トス			
(ロ)	實施ノ日			昭和十七年五月一日
四	認可ニ附シタル條件			
(イ)	物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ			
(ロ)	認可額及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ			

鳥取縣告示第百五十四號

鳥取縣農業水利改良事業出張所設置規程左ノ通變更ス

昭和十七年五月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

第二條 位置中「氣高郡大正村大字古海」トアルヲ「鳥取市東町」ト改ム

鳥取縣告示第百五十五號

氣高郡畜産組合古海常設家畜市場業務規程左記ノ通改正ノ件五月八日付認可セリ

昭和十七年五月八日

鳥取縣告示第百五十六號

鳥取縣養蠶技術員免許試驗左記要項ニ依リ實施ス

昭和十七年五月八日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

- 買賣手數料 「買賣牛馬一頭ニ付六拾錢」ヲ「買賣牛馬價格ノ百分ノ一」ニ改ム
- 一 受驗資格 年齡十八歳以上ニシテ五年以上蠶業ニ従事セルモノ但シ左記ノ者ハ受驗資格ナシ
 - (一) 蠶絲業法又ハ同法ニ基キテ發シタル命令ニ違反シ處罰ヲ受ケタル後一年ヲ經過セザル者
 - (二) 禁錮以上ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行ヲ終リ若ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル後二年ヲ經過セザル者
 - (三) 禁治産者、準禁治産者又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ復讐セザル者
 - 一 願書締切期日 昭和十七年五月十五日
 - 一 願書提出手續 願書ハ左記様式ニ履歷書、戸籍抄本、受驗資格但書ニ該當セザルコトヲ證明スル市町村長ノ證明書

00336

及手數料金參圓ヲ相添ヘ所轄蠶業取締所支所又ハ出張所ヲ經由シ知事ニ提出スベシ

- 一 試験期日 昭和十七年五月十八日午後一時ヨリ四時迄
- 一 試験場所 鳥取市栗谷町 蠶業取締所鳥取支所 東伯郡倉吉町 蠶業取締所倉吉支所 米子市立町 蠶業取締所米子支所
- 一 試験科目 養蠶法、蠶體生理、蠶體病理、蠶種製造法、桑樹栽培法、蠶絲業關係法大意、口答試問

(様式) 養蠶技術員免許願

本籍地 現住所

氏名 (振假名ヲ附スルコト)

右鳥取縣養蠶技術員規則第五條ノ規程ニ依ル試験檢定ノ上免許相成度別紙關係書類及手數料相添ヘ此段相願候也

年月日

氏名 (振假名ヲ附スルコト)

知事宛

彙報

町村會議員選舉對策

大東亞戰爭 遂 翼賛選舉貫徹運動

鳥取縣基本要綱

(振興課)

昨年、地方議會議員の任期を一ヶ年延長せられてゐるので、今年は全国的に多數の市町村會議員の改選が行はれ、本縣に於ても大多數の町村に於て町村會議員の選舉が執行されるのであるが、戦時下に於ける地方自治の使命愈々重大な折柄、その運営は懸つて町村會の適否如何にあつて、右選舉の重要性極めて重大である爲、今回これに對する翼賛選舉運動鳥取縣基本要綱が決定せられたのである。以下その全文を掲出する。

一 運動ノ目標

大東亞戰爭ノ完遂ヲ目標トシ、國家總力ヲ發揮センニハ、其ノ基底タルベキ地方自治ノ刷新強化ヲ期セザルベカラズ。町村會

00337

ノ負擔益々重大ナルニ鑑ミ、今次町村會議員選舉ノ施行セララルニ際リ、重大時局ニ對處スベキ翼賛選舉ノ貫徹ヲ期セントス

二 運動ノ基本方針

- (一) 選舉ヲ機トシ必勝ノ國民志氣ヲ昂揚シ、大東亞戰爭完遂ニ對スル學國鐵石ノ決意ヲ鞏固ナラシム
- (二) 清新健實ナル町村會ヲ確立スル爲、町村民ノ眞摯純正ナル愛郷精神ヲ振起昂揚セシム
- (三) 大東亞戰爭完遂ノ大目的ニ副ヒ眞ニ地方議會ニ於ケル翼賛ノ重責ニ任ズベキ最適當有爲ノ人材ヲ町村會ニ動員スルノ氣運ヲ積極的ニ醸成セシム
- (四) 重大時局下ノ選舉タルニ鑑ミ愈々選舉ノ倫理化ヲ徹底シ斷ジテ在來ノ情弊ヲ一掃シ、公正ニシテ明朗ナル選舉ヲ實現セシム

三 運動ノ實施方策

- (一) 啓蒙運動ノ徹底 本運動ハ右ノ基本方針ニ則リ、大東亞戰爭ノ完遂、地方自治ノ刷新強化、翼賛選舉ノ貫徹ヲ目標トスル啓蒙運動トシテ、部落會、町内會、隣保班等ノ町村ノ下部組織ハ勿論、町村内各種團體其ノ他有ユル組織ヲ動員シ活潑ナル展開ヲ期スルモノトス

(二) 候補者推薦氣運ノ醸成

翼賛選舉貫徹ノ啓蒙運動トシテ最適當候補者推薦ノ氣運ヲ積極的ニ醸成セシメ、町村ノ實情ニ應ジ適切ナル方法ニ依リ眞ニ純正有力ナル銓衡會ノ成立ヲ期セシム

(三) 選舉ノ倫理化ト戰時態勢化

(イ) 重大時局下ノ選舉ニ際シ舊態依然在來ノ情實ニ泥ミ、或ハ國法ニ違反スルガ如キハ戰爭目的遂行ヲ阻害スル非國民的行爲ナルコトヲ強調シ、一般選舉民ノ自覺ヲ喚起シテ選舉犯罪ノ根絶ヲ圖ルコト

(ロ) 今次選舉ハ大東亞戰爭完遂ノ爲、國家總力發揮ノ基底タルベキ町村自治ノ刷新強化ニ對スル町村民ノ熱意結集ノ活機タルニ鑑ミ、棄權者ハ總力戰々トシテノ落任者ナル旨ヲ強調スルト共ニ、積極的建設投票ヲ行ハシムルコト

(ハ) 選舉運動關係者ニ對シテハ策謀的選舉運動ヲ一掃シ、自肅自戒以テ違反ノ絶無ヲ期セシムルコト

(四) 戰時ニ即應シ選舉運動上物資、勞力等ノ節約ト運動方法ノ改善合理化ニ努ムルコト

しかしてこの運動實施に當つては、町村民は大東亞戰爭下に於ける地方自治の使命いよゝ重大なるを深く認識すると共に、愛郷精神の昂揚に依り町村行政に對する理解と熱意を一層喚起し、

00338

町村會議員選舉を以て全町村民益々協力團結して、戦時下地方自治の實務遂行に邁進するの活機たらしめねばならぬのであるが、今回の右基本要綱に現はれてゐる特色の一つは、候補者推薦氣運を醸成せしめて眞に純正有力なる詮衡會の成立により明らかなる選舉の實現を期待しようとする點にあるのであつて、從來かゝる詮衡推薦の方法を採用してゐる他府縣及び本縣の事例に倣しても、其の結果は極めて良好なところである。

依つて各町村に於てはその町村の實情に應じ、次の各項に留意して適切な方法により成るべく詮衡會を成立せしめて翼贊選舉の貫徹を期すべきである。

(1) 議員候補者の詮衡會は、最適候補者推薦の氣運が昂揚せられた結果、一般選舉民の興望に副ふて成立を見るのが本體であるから、豫めこれが前提として各町村に於て活潑なる啓蒙運動を徹底せしめる必要がある。

(2) 翼贊選舉貫徹運動と、詮衡會の行ふ議員候補者の詮衡とは明確にこれを區別せねばならぬ。従つて町村長等が詮衡會の成立を斡旋するのは差支ないのであるが、詮衡會の委員には参加せず、又大政黨贊會又は翼贊壯年團の名に於て詮衡會を開催することもいけない。但しこれらの團體の役員と雖も個人の資格で詮衡會に参加するのは何等差支ないのである。

(3) 部落會町内會等を、議員定數の割當又は議員候補者詮衡委員の選出を行ふ爲の區域として活用するのは差支ないが、町村常會・部落常會・町内常會等を以て候補者詮衡會とすることは、弊害を生ずる虞があるから極力これを避けねばならぬ。

(4) 部落會長・町内會長（聯合會長を含む以下同じ）は從來の區長の如く法的根據に基く選舉事務に關係ある吏員ではないが、事務の實體に於て區長の取扱つて來た事務と何等異なることはないのだから、關係區域内に於ける選舉運動は從來の區長と同様これを行はしむべきでない。

(5) 部落會長・町内會長・隣保班長は其の職に在るの故を以て直ちに詮衡委員たらしめることは償まねばならぬ。

(6) 部落會長・町内會長が自ら立候補しようとするときは、自動的に其の職を辭するを可とする。

(7) 議員候補者の詮衡會又は議員候補者詮衡委員を選出する詮衡會を開催する場合には、有権者以外の者はこれに加へないことは勿論、「言論出版集會結社等臨時取締法」に基く集會屆の提出を怠つてはならぬ。

この集會屆は、町村會議員候補者詮衡會については集會人員の多少に拘らず届出を要し、詮衡委員推薦會の場合は集會人員二十人未滿の場合は口頭でよいが、二十人以上に達する時は届書の提

00339

出を要するのであつて、これらの場合は開始時刻前六時間迄に所轄警察署長に到着するやう届出を要するのである。

以上が候補者詮衡會に關する大體の留意事項である。

尙、今回の町村會議員選舉に對する翼贊選舉貫徹運動は、今次衆議院議員の總選舉に於ける翼贊選舉貫徹運動の趣旨に則りて實施しようとするものであるから、從來配布せられてゐる衆議院議員選舉を目標とした資料は、すべてこれを參考として本運動目的の貫徹に努められたい。

青少年團の神饌奉獻

聖德景仰・報本反始・英靈讚仰

(社會教育課)

大東亞戰爭勃發以來、御稜威の下皇軍の武威は世界を震撼せしめ、茲に戰は第二の段階に入つて、いよいよ舉國一致新東亞建設の大業完遂に精進し、崇高なる我が肇國の大精神を世界に向つて顯現すべき秋に至つた。依つて鳥取縣青少年團では、皇國青少年の精神的基調たる敬神崇祖の念と盡忠報國の至誠を捧げ、左記各神社に神饌を奉獻し、一は、御聖德を景仰し奉りて報本反始の實

を挙げ、一は護國の英靈を祀りて居常其の忠烈を仰ぎ、以て聖旨に副ひ奉らんことを期してゐる次第である。

奉獻すべき神社は

一 神宮、明治神宮、靖國神社

二 縣内各官國幣社、縣社

- 鳥取市 護國神社、長田神社、櫻籙神社、賀露神社
- 八頭郡 轟井神社
- 氣高郡 松上神社、賀知彌神社
- 東伯郡 倭文神社、波々伎神社
- 西伯郡 名和神社、大神山神社
- 日野郡 樂々福神社(西)、樂々福神社(東)

であつて、奉獻すべき神饌は米・粟及び海産物とし、米は水稻農林六號」の種子を頒布式を舉行して各郡市青少年團代表者を経て各町村青年團に配布し、粟は各郡市團より指定を受けた青少年團十團に於て選種奉耕、海産物は干鰯・鰯若布・鱈節・鱈鱈・干魚の内より適當なるものを選定して海岸部町村(郡市團指定)青少年團より奉獻、尙市町部に於て耕地を有せざる地域の青少年團にありては適當(海産物奉獻等)に定めて奉獻することになつてゐる。

各神饌田又は神饌畑は各町村青少年團一畝歩以上とし、清淨にして耕作に適する地を選び、播種式・田植式・拔穗式等を舉行して

00340

奉耕し、その收穫し得た穀類の中から一升宛を精選して各神社に奉獻するのであつて、各都市團ではこれを集めて十一月中旬に縣で舉行する奉納式に奉持參列し、縣青少年團は縣の指導者一名、詮衡したる男女青年團員各一名、少年團員(男)一名計四名をして奉持上京せしめて神宮・明治神宮・靖國神社に奉獻する。又縣内官國幣社・縣社に對しては追つて方法を定めて奉獻、各市町村産土神社には地元青少年團に於て關係神社と連絡して適量奉獻するのである。

季節保育所開設に就て

各市町村の協力を望む

(社會課)

戰時下の増産問題、勞力調整問題が國運を支配する重大問題であると共に母性保護、兒童保護の徹底を期することは、其の根本であるところの人口問題解決上最も必要であることは言ふまでもない。

季節保育所は之等の綜合的喫緊施設として縣下各所に開設せられつゝあるは洵に喜ばしいことであるが、併し未だ縣下全都落に

普及徹底してゐないのは甚だ遺憾なことである。

依つて縣に於てはやがて来る農繁期を控え、今年是非全部落に開設せしめて益々食糧増産勞力の調整を圖り、併せて母性保護、兒童保護の萬全を期することゝなつたので、各市町村に於ても次の要項に依り之が保育所の開設方に一段の配慮をせられるやう切望する次第である。

一 系統農會、系統産業組合、系統養蠶組合を以て組織する鳥取縣農業協力が季節保育所共同炊事の設置、指導、助成に協力することになつてゐるので、之等各團體と一体的協力を遂げられたい。

二 管下學校を初め各種團體の一丸的活動を完成し各部落毎に開設を可能ならしめられたい。

三 縣青少年團は縣下市町村部の女子青年團の勤勞奉仕を、又女子中等學校は高學年生徒の勤勞奉仕を計畫してゐるので、必要に應じて希望を申出られたい。

四 經費に關するものは成るべく全部落の持寄り合力を基本として經營せしめ、託兒の有無に拘らず各部落不欠の重要施設として永續的に建設せしめられたい。

五 縣下に農業協力をより相當額の補助がある見込みであるから開設届及び補助申請書を必ず提出せられたい。

00341

六手 續

1 各都市農會は各市町村長並に市町村農會と協力して管内割當數以上の開設を指導獎勵し五月十五日までに經營者よりの開設届と共に開設決定報告を縣農會の農業協力會本部に提出すること。

2 縣より補助申請書用紙を各市町村農會宛一括送付することになつてゐるので、農會は經營者に之を配布して記入捺印の上提出せしめ、自市町村産業組合、養蠶組合と合議の上市町村長を経由七月末日限り縣に提出すること。

兵器獻納資源回収

運動釀出金報告

金額	町村名
一金拾圓五錢	氣高郡逢坂村
一金八圓六拾四錢	日野郡黒坂町
一金五拾五圓	西伯郡逢坂村
一金拾六圓六拾五錢	西伯郡夜見村
一金拾六圓拾錢	西伯郡富益村
一金拾貳圓拾五錢	東伯郡橋津村
一金貳拾壹圓九拾八錢	入頭郡加茂村
一金貳拾圓八拾九錢	東伯郡赤碓町
一金貳拾八圓八拾壹錢	西伯郡中濱村

一金拾六圓貳拾錢
東伯郡旭村

一金拾八圓八拾壹錢
西伯郡渡村

一金四拾參圓六拾錢
入頭郡國英村

◎文部省推薦教養圖書

◆神 祇 史 大系	宮地直一著	昭一六・二・二五	定 價	二四 九頁
◆政治經濟學の方法	昭一七・二・二〇	板垣與一著	定 價	四七 三頁
◆南洋經濟研究	淺香未起著	昭一六・六・八	定 價	四〇 五頁
◆日本封建農業史	古島敏雄著	昭一六・二・一五	定 價	三三 八頁
◆四海書房發行			定 價	二〇 五頁

◎行旅死亡人

本籍、住所、身分、職業、氏名不詳、推定年齢五十歲位	
男女別	男 子
身長六尺、体格大、顔面稍々扁平、鼻下ニ鬚ヲ蓄ヘ且ツ、色普通、頭髮黒、目、口、耳普通	
着 衣	カキ色詰服、木綿洋服、霜降小倉ズボン、白メリヤスシャツ、毛糸シャツ、小倉夏黒服、白靴下ゴム
所持品	ナシ
死亡年月日	昭和十七年三月十九日
死亡場所	朝鮮人、土方風ノ者
其他参考事項	病死、昭十七年三月十九日
右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度	岡山市北方六七九 市立友樂園

◎ 行旅病人

- 一 本籍、住所、職業、氏名 自稱元住所秋田市下米町二丁目 駒木 ナ ミ エ
- 二 年 齡 當十四年
- 三 被救護者狀況 白痴、無口ニシテ用ヲ辨ゼザルモ身体ニハ 些シタル疾病ナク歩行ニ差支ナシ
- 四 救護開始年月日 昭和十七年一月二十九日
- 五 經歷地及出向先 同人昭和十六年十二月上旬上リ列車ニテ 秋田驛ニ下車驛構内ヲ徘徊シ居タルヲ秋田警察署ニ保護 セラレ幾分ノ汽車賃ヲ貰ヒ下リ列車ニテ出發シタルモ其 ノ後能代警察署ニ保護セラレ元秋田市ニ居住セルコトアル旨申立テアリ再ビ秋田市ニ送ラレ驛ニ居タルヲ一月二 日午後九時秋田警察署ニ保護セラレタルモノナリ
- 所持品 襪襪ニ等シキ衣類五枚
- 其ノ他 一月二十九日行旅病人トシテ秋田警察署ヨリ引渡ヲ受ク
- 右心當リノ向ハ直接該市長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍、住所不詳
- 一 氏名年 齡 入木重郎ト自稱ス 推定七十二、三歳
- 一 人相相貌 身長五尺二寸位瘦形ニシテ顔面神經麻痺症ニ罹リ居リシ爲唇稍々左ニ突出ス
- 一 着 衣 綿入立縮木綿袴二枚重着
- 一 所持金品 ナシ
- 一 死亡年月日 昭和十七年一月二十四日午前三時頃

- 一 死亡場所 田村郡常葉町字宮川二十一番地内
- 一 死亡別 顔面神經麻痺症ニ罹リ居リシ爲ニ身体ノ衰弱ヲ 來シ又老衰シ寒氣ノタメ
- 一 埋葬年月日 昭和十七年一月二十四日
- 一 埋葬場所 田村郡常葉町字上野墓地
- 一 取扱者 福島縣田村郡常葉町長
- 右心當リノ向ハ直接町長宛照會相成度

◎ 行旅死亡人

- 一 本籍 住所、氏名不詳、推定年齢二十五、六歳位ノ男
- 二 相貌 身長五尺三寸位面長、色白、中肉、頭髮五分刈、上右 門齒左金冠白齒上右サンブラ齶齒アリ
- 三 着衣 メリヤス猿又、メリヤス上下紺毛糸アンダーシャツ、 人絹ネル風格子ワイシャツ、39カラ、人絹黒地ニ白青 格子ノネクタイ、黒サージ夏ズボン濃紺三組ノ綾織洋服 人絹紫色バンド、ズボン吊、黒ラシヤオーパー、十文半ノ 三ツ駒印シユス足袋、藤表黒絹大鼻緒付駒下駄、戰鬪帽 マスク
- 四 所持品 茶色人絹風呂敷ニ名所案内手帳二冊及鉛筆二本ヲ包 ミ茶革褓口ニ現金貳圓七十六錢
- 五 死亡年月日 昭和十七年二月十三日午後三時五十分頃
- 六 死亡ノ場所 福島縣田村郡宮城村大字赤沼字杉並山林内大日 電郡新送電線二一號鐵塔
- 七 死亡ノ別 感電死(日企)
- 八 假埋葬年月日時 昭和十七年二月十四日午後四時
- 九 埋葬場所 福島縣田村郡宮城村大字赤沼字赤沼共同墓地
- 十 取扱者 福島縣田村郡宮城村長
- 右心當リノ向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十七年五月八日印刷
昭和十七年五月八日發行

鳥取縣鳥取市東町縣
發行所 鳥取縣高郡大正村大字古海
印刷所 鳥取刑務支所